

食品表示基準の施行に伴う有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1831号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年 2月24日農林水産省告示第 491号）	旧
<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項</p> <p>(2) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項</p> <p>(3)～(7) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) 原材料の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項</p> <p>(2) 原材料の配合割合に関する事項</p> <p>(3)～(7) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>